

セキュリティ対策の強化について（論点メモ）

近年、一部の加盟店又はその委託先から番号情報等の大規模な漏洩事案が生じており¹、カード利用時についても、EMV、3Dセキュアといった不正利用対策が十分導入されていないとの指摘がある。他方、大規模な加盟店を中心に、独自の不正利用対策を講じ、成果をあげている事例もある。

不正アクセス・不正利用を企図する攻撃者に対し対策を講ずることは、多面的かつ一般には公開できない取組を行うことが必要であり、加盟店の業種・規模等の事業内容によっても必要とされる対策の程度が異なる。

このように、望ましい取組の程度を明確に設定することが困難なセキュリティ対策について、どのように安全なカード利用環境を維持することが必要か。例えば以下のような論点があるのではないか。

1. カード番号情報等の保護について

- (1) カード番号情報等は、その情報のみで利用可能な加盟店も多く存在し、ひとたび漏洩が生じれば、これら加盟店において不正利用による財産的被害を生じかねない。また、仮に実際の被害を生じない場合にも、各イシューア及びカード会員において、カードの再発行等のコストを生じる。以上のように、カード番号情報等の漏洩は、漏洩を生じさせた事業者のみならず、他の関係者にも影響を及ぼす性質を有している。
- (2) カード番号等が氏名等の個人情報と結びついている場合は、個人情報保護法による保護の対象となるが、カード番号等単体の場合には同法で充分保護されない場合も存在する。
- (3) このため、現行の割賦販売法は、イシューア及びアクワイアラーにカード番号情報保護に係る措置義務を課す一方、加盟店及びイシューア、アクワイアラー又は加盟店の委託先については、イシューア又はアクワイアラーが指導することとし、取引に関わる事業者に広く一定の措置を講じようとしている。
- (4) しかし、近年、上述のように一部の加盟店又はその委託先から大規模な漏洩事案を生じている状況にある。
- (5) また、いわゆる決済代行業者の一部は、カード加盟店の拡大に寄与するという点でアクワイアラーに類似し、クレジットカード取引を事業としているといえるが、契約形態等に応じて「指導」を受け得るにとどまる。
- (6) カード番号情報等の保護を確保するため、クレジットカード取引を事業とする者及びカード番号を保有する者、各々についてカード番号情報等の保護に係る責任のあり方を再整理すべきではないか。

¹ 第1回 資料4 29頁参照

2. カード利用時の不正利用対策

- (1) 対面取引については、偽造困難といわれる IC チップと利用時の暗証番号を用いた偽造対策（EMV 化）が推奨されているが、カードの普及状態、端末の対応状況ともに十分でないとの指摘がある。
- (2) 非対面取引については、カード利用者があらかじめイシューアに登録した ID とパスワードを利用時に確認する 3D セキュアの導入が推奨されているが、換金性の高い商品の取引等を除き広くは普及していないといわれる。
- (3) これは、他の手段により十分な対策が可能な場合があることや導入に係る業務オペレーションの変更やコスト負担、販売機会逸失のおそれがあること等から、導入に消極的な事業者もあることによるとの指摘もある。実際、EMV や 3D セキュアの導入を行っていない加盟店であっても、他の方法による取引時の確認強化や当該加盟店独自の調査等により、不正利用を効果的に防止している事例も存在する。
- (4) 一方、このような独自の取組が全ての未導入加盟店で講じられているとはいえない状況で、本年上期の不正使用額は、偽造カードによる被害は減少しているものの、番号盗用を含むその他の被害は増加している²。
- (5) 不正利用のリスクは加盟店が取り扱う商品、取引規模及び販売形態等に応じ大きく異なる。このことを踏まえ、独自に効果的な対策を講じている加盟店が追加的な負担を負うことがないよう配慮しつつ、不正利用対策を推進していくことが必要ではないか。

3. セキュリティ対策向上の実効的な推進のあり方について

上記 1. 及び 2. のような、セキュリティ対策に関係する主体は、イシューア、アクワイアラー及び決済代行事業者に限らず幅広く、その推進には多段階の調整が必要となることもある。この様な分野において、対策を推進するには、制度上の位置づけを検討するのみならず、実効的な推進体制のあり方を検討すべきではないか。

² クレジットカード不正使用被害（億円単位：（一社）日本クレジット協会）

	計	偽造カード	番号盗用	その他
平成 25 年上期	36.0	12.6		23.4
平成 26 年上期	51.1	8.8	29.2	13.1

※番号盗用は平成 26 年から区別して集計。25 年は「その他」の内数。